

第6回 阪南市住民センターあり方検討審議会 会議録

名 称	第6回 阪南市住民センターあり方検討審議会	
開催日時	令和2年7月6日（月） 午後6時00分～午後8時00分	
開催場所	阪南市役所 3階 全員協議会室	
出席者	三星会長、藤井副会長、北浦委員、戸口委員、土井委員、谷下委員、肥田委員、坂上委員、山本委員、岡委員、南山委員	
事務局	森貞総務部長 地域まちづくり支援課 戸崎課長、川口課長代理、藤井総括主査、岩下総括主事、枇榔主事	
傍聴人数	0人	
議 題	今後の住民センターの運営と経費について	
資 料	○ 資料1 今後の住民センターの運営と経費について（案） ○ 資料2 住民センター運営経費の地域負担による施設整備基金の創設について（案） ○ 資料3 住民センターのコスト・施設ストック状況 ○ 参考資料1 大阪府内自治体の住民センター運営状況 ○ 参考資料2 住民センター運営経費の地域負担による市効果額（基金積立基礎額）試算表 ○ 参考資料3 住民センター運営経費の地域負担額 試算表	
会 議	会長あいさつ	
	会長	皆さんこんばんは。 大変天気の良い中、また、東京の方ではコロナウィルスの感染者が再び増加傾向にあり、大阪においても全く安心できない状況でございます。そのような中をお集り頂きましてありがとうございます。 コロナウィルスも天候不順がもたらす災害も、同じように我々を襲ってくる災害でございますけれども、それに対する街の対処というものも従来にない観点が求められてきているように思います。 そのような中で、我々が審議しているこの阪南市の住民センターのあり方でございますけれども、前回は、地元の意思決定で利用制限を緩和すること、従来の規制の一部を削除して新しい規定を作ることによって合意を得ました。今日は、さらにその次の運営の基本的な話になりますが、丁寧に議論をして決めていかなければいけないと思います。 それでは本日の次第に基づいて議事進行してまいります。 次第の3、審議案件1、阪南市立住民センターの運営と経費について事務局より説明をお願いします。
	次第3	審議案件、1 今後の住民センターの運営と経費について
	事務局	〔資料1 今後の住民センターの運営と経費について（案）〕 加速する人口減少や高齢化、施設の老朽化、将来の税収の見通しなどを見据えると、現状のまま43カ所の住民センターを将来にわたって運営し続けることは困難な状況であることから、それぞれの住民センターで使用されている電気やガスなどの光熱水費や、浄化槽点検委託費を含む運営に必要な維持管理費を地域で負担頂き、その相当額を財源として、老朽化が進む施設の改修など、住民センターを持続可能な施設として運営する財源を確保するために、「（仮）住民センター施設整備基金」を創設する案について説明。 〔資料2 住民センター運営経費の地域負担による施設整備基金の創設について（案）〕 市が支出している住民センターの維持管理費を地域で担っていただくために、現在、市の収入としている住民センターの使用料を地域（指定管理者）の収入にするこ

	と併せて、維持管理費を地域による一部負担から始め、最終的にはすべてを地域で担っていただく自主運営へと、段階的に移行するモデル案であることを説明。 〔資料3 住民センターのコスト・施設ストック状況について〕 左側の表が平成29年から令和元年の3年間を平均した各住民センターの運営に係る経費であること、右側の表が各住民センターの施設状況を表していることを説明。
会長	市の提案内容としては、今、市が支出しているすべての施設の経費を地域で負担してもらって、浮いた分を市の儲けにするのではなく基金として積み立てて、その基金でハード整備費用等に充てるというものであるが、最終的には光熱水費を地域で負担と言われていた。光熱水費等の支出に対して使用料収入の不足が生じているが、市は収入不足を補う方法をどのように考えているのか。
事務局	まずは、先般よりご審議を頂いておりました利用制限の緩和により、利用率を上げ、使用料収入の確保をしていただきたい。それでも足りない分については、地域で負担していただきたいと考えております。
会長	1カ所の住民センターだけが利用度が高く黒字になっている。そのように頑張って使っていただくことによって不足分は緩和されるという理解で良いか。
事務局	地域によっては、地域内住民が使用される場合は地域福祉活動ということで使用料を取らずに減免されているなど、使用料の減免規定の運用のされ方にバラつきが出てきている。そのようなところの見直しをかけて使用料収入の増額を図っていただいて、光熱水費に回していただきたいと考えております。
会長	最初の説明では、長期的には本市は住民さんの自立的な活動を推進するということを方針として示されていたが、地域負担が増えるのであれば住民センターは要らないというような地域が出てきたらどうするのか。そうならない方法があるはず。
事務局	今、使用料の減免の運用について、地区によってバラツキがあるという説明が担当よりありましたが、減免の対象範囲や減免そのものの制度というのは、行政主体で見直していかなければならないことと考えており、細部についてはガイドラインに組み込んでお示します。 また、前回の審議会で、他団体との連携や広域化による運営についてご審議をいただきましたが、広域化で運用する場合、中心施設を決めて複数の施設を運用することを希望される地域もあるかと思いますが、1カ所だけで良いので利便性の低い施設については完全に手放すという施設も出てくるかと思いますが、そうすることにより、1カ所に集中して利用していただけるということも考えられます。
会長	実際問題として、年に1、2回しか使わないのに、住民センター維持経費の赤字分を請求されるぐらいなら自治会としては要らない。あるいは隣の地域と合体して合同で赤字を埋めていくやり方でもいいというようなところもあって良いのかもしれない。それが、施策的に正しいのかどうかというのは別の議論であると思いますが、効率性からいうと確かにそういうのはあります。だからどこかで線を引いて、どこかは逆に、より利用していくような方向に市は促進しなければいけない。 それから、不必要なものに投資するなら、その金額を別の方法でより利用しようというところに充てていくという、そういう仕組みが必要となってくる。市が示しているステップ1、2、3の考えで良いとすれば、の話であるが、その辺が論点だと思います。 根本的にステップ1、2、3はどうかとか、今のままで良いとか、皆様のご意見を賜りたいと思います。この資料を見た感想からでも結構ですので、ご発言を頂きたいと思います。 他市との比較からしても、長期的には地元で自立的な運営の方向に行きたいというのが市の考え方で、その理由としては、1点目は経費の問題、施設の効率的運用、

	もう1つは実際に住民の自治活動として、もっと盛んに使ってほしいというのが最終的な狙いであると市は言っている。市の示すステップ1, 2, 3では難しいとかご意見ありましたら、どんどん出していただいて結構です。 日本だけではなく世界的ですが、公共とわたくしと、つまりパブリックとプライベートで、すべて法律で保有できているのに対して、中世でたくさんあった共と呼ばれる部分ですが、つまり住民さんが共同で持っているというもの。市など公共が管理して、すべて公共で運営するのではなくて、公と私の間にあたる英語で言うとコモンですね。コモン概念が経済学の中でも相当に重要な課題として議論されだしている。コモンをどうやって伸ばしていくか。そのコモンを成立させるような法律制定は遅れている面があったりし、社会システムとして確立するということがあると思います。大きい話としては、そういうことの一環であろうと思うのです。
A 委員	資料3を見ると、施設の大きさにもよるかもしれないが、利用件数に対する光熱水費の掛かり方がなぜこんなに違うのか。例えば貝掛住民センターでは、利用件数が40件に対して光熱水費が約29万円掛かっているが、緑ヶ丘住民センターでは利用件数856回使って光熱水費が約32万円となっている。利用件数の差が大きいのに光熱水費の差があまり変わらないというのが理解できない。 また、例えば桃の木台西住民センターでは、利用件数が508回で光熱水費が約51万円掛かっている。ここは新しい施設なのでエアコンとかの電気機器もたくさんついているのかもしれないが、これだけ使用して緑ヶ丘と比較しても、こんなに違う。何が違うのか。これからすると光熱水費をもっと抑えられる気がする。何が違うのか実態が見えない。
会長	どうしてこういうことが起きるのか、市として何かつかんでいますか。
事務局	利用件数については申告されるものですので、実際の利用件数はつかめていないところがあります。光熱水費については、電力の部分で高圧での契約となっているところと低圧電力で契約しているところとの違いによるところがあると聞いている。
会長	そういう一般論ではなくて、具体的にどうして違うのか納得のできる形で説明できないものかということを委員は言われている。どうしてそういう質問がでるか私が想像するに、その結果としての負担額というのは、緑ヶ丘の32万円と貝掛の29万円のその差というのは最終的には結構大きい。高いところは何かやり方があるので、正當に適正化すれば負担額はもっと減るかもしれないし、その逆も有りうるだろうけれども、こんなに違うのがリアルに分からないというご質問なのです。どうでしょうか。
事務局	利用件数については、あくまでも申請書ベースでございます。申請書の中には一枚で何日から何日まで借りるという書き方をされるケースもあれば、日毎に区切られた申請書もございますので、もう一度、事務局の方で申請書の中身まで精査する必要がありますので、本日につきましては、利用件数と光熱水費の高い低いという因果関係について、きちっとした根拠を申し上げることは出来ませんので、宿題として頂戴したいと思います。ただ、光熱水費については、電気代を自分たちが払っていないからエアコンとかも結構使いつ放しになっているのを見受けるということを、過去の委員会の中で委員からご指摘を頂きました。
会長	そこのところを説明できるようにしておかないと、数字の議論ができなくなる。この表はエクセルでできていますよね。横軸を利用件数、縦軸を光熱水費でプロットしてグラフを作ることがすぐにできると思いますので、プロットすると恐らく右肩上がりになるのであろうと思われるが、その右上がりの傾向の中でも極めて上に行っている所と逆に極めて低い所がどことどの地区なのか、いったいその原因はどこなのかと、全部を徹底的に分析するとなると大変なので、典型的なところをいくつか絞って調べてみましょう、その結果によって収支差し引きの数字の見方を少し変え

	なければいけないかもしれないですね。 合理的なやり方で減らせるというのがどれくらいありそうかというのは、今申しました直線が出てきたらその直線が平均とすれば、そこまでみんな引き下げれば、この収支差し引き額は圧縮される可能性がありますね。 逆はないのだろうか、要するに減らすことは可能だと思うけれども、ひどく節約してすごく効率的な所を引き上げる必要はないので。そのあたりはケースバイケースで。それでは、次回までに調べておいて下さい。
事務局	電気代について補足させていただきます。重複した説明になりますが、施設の大きさによって高圧と低圧の契約方法があるということについてですが、施設が大きければ大きいほど高圧での契約方法ということで、いわゆる基本料金が、家庭用の料金よりも高くなっております。 そういう施設の状況、大きさに応じて契約の方法が異なりますので、光熱水費の内、電気代のベース部分の基本料金が施設によって変わってくるところもあります また、先ほど仰っていただいた桃の木台西住民センターの光熱水費が約51万円で非常に高くなっております。こちらの利用件数は約500回とそれなり利用されているのですが、収入ベースの方を見ていただきますと約8万円ということで、恐らくですが、エアコンも使われているでしょうし、使用料を減免されている団体がよく利用されているので、使用料収入の額がこの程度になっていると考えます。
会長	そのようなこともあるというのであれば、もう少しそのことが分かるようなグラフとか作っていただいて出していただければと思います。
B 委員	電気代などの問題は自治会の活性化があればという、それに尽きると思うが、その中の1つにこの住民センターの問題があって、住民センターのことで言わせてもらおうと、資料2では、住民センターの整備基金を作るという話であるが、資料では令和27年と表示されているが、令和27年ではまだ地域へ移譲されていない今の状態という仮定での資料になるのか。
事務局	令和27年が目標の最終年限になります。
B 委員	ということは、令和27年にはすべて自治会へ譲渡したいということになるのか。
事務局	そのとおりです。
B 委員	そうすると、整備基金というのはどうなるのか。
事務局	基金は引き続き積み立てていき、地域へ施設改修の補助金として出していきます。
B 委員	ステップ1、ステップ2と進めていくことを考えているようであるが、住民センター整備基金を作るのに光熱水費の負担とかいうよりも、割り当てでいくらかを出してくれと言った方が早いのではないかと。30%とか40%とかややこしいことを言わずに、住民1人当たりの計算でも良いけれども、基金を作るのでいくらかを出してもらえませんかという話にした方が早いのではないかと。
事務局	このステップ1、ステップ2というプランや、基金の原資を光熱水費の地域負担により浮いた分をとというのは、あくまでも事務局案です。今、委員からご発言を頂いた、例えば自治会から一定額を頂くということも方法の1つとしてあると思いますが、現実問題として、自治会によっては会費徴収をしているところとそうでないところがあるという問題があり、住民センターを利用されている方々による光熱水費の一部負担分を基金の原資にする方が取り掛かりやすいのではないかと、というのがあくまでも事務局の案として考えたものです。 自治会への加入率が6割を切っているところですが、自治会に入っていない方が住民センターを利用される場合は当然、使用料を払って使用されているかと思うのですが、そういうところも勘案して、皆が使う部分の経費である光熱水費を切り口に考えたものです。
B 委員	自治会の活性化や住民センターの使い方とか言われていますが、また、前回の審議

		会で条例規則の改正を審議しましたが、市役所が何かをしようとするから条例の整備が必要となるのであって、条例とか関係なく何もなしに地域へそのままレンタルで貸すようなことができないものか。そうすれば、何にでも使えるし、役所からとやかく言う必要もないと思う。 もっと活性化させようとしたら、簡単に言えば、何もなしに施設をレンタルしますというような方法をとれないものか。行政としてそういう訳にはいかないのでしょうか。
	事務局	過去の審議会の中でも何度かご説明させていただいておりますが、現状、住民センターがまだ公共施設でございます。ですので、現在の条例上は貸し出すということは出来兼ねます。ステップ3になれば、地区それぞれにおいて特色ある行事、使い方をさせていただけるかと思えますし、今、委員が仰いました案にも重なるのかと思えます。 しかしながら、この43カ所の住民センターは、今はまだ公共施設でございますので、使用についても制限がございますし、使用料も掛かってきます。故に先般の第5回審議会におきましては、一定、使用に関する縛りを緩める条例施行規則の改正を提案させていただいたところであり、それを徐々に広げていきたいというのが事務局の考えであります。
	B 委員	当然、公共施設だから縛りが係るということは分かっている。もう少し頭を柔らかくして、その縛りを外せるようにできないものかという話をただけである。
	C 委員	本当にステップ3に持っていけるのか。年間210回も使用しているのに、使用料収入がゼロで、そこは最終的には40万円ほどの積立金が必要になる。 減免が知らないが、210回も減免で使うのか。まず、その辺の不公平感を無くさない。たとえば今、ただで210回使えるものが、なんで40万円も自治会で持ち出して積み立てないといけないのか。 また、210回使って使用料ゼロというのを理解できるのか。
	事務局	今、C 委員の仰いました利用件数と光熱水費の高い低いというようなことについては、先ほど答弁申し上げたとおり今は因果関係が分かりません。 210回の使用がゼロ円というのが如何かというご質問に対する答えになっているか否かというところでは、いささか不安ではございますが、使用料の減免については、平成15年に指定管理者制度を導入した際に、これは減免対象で、これは違いますというしっかりとした考え方、減免の取り扱いというものを指定管理者へきちんとお伝えしきれていなかったというのが致命的なミスで、お詫び申し上げなければならぬところです。今後、使用について、厳格な収入支出ともにしっかりとしたガイドラインを同時進行で作る必要があると認識しております。 また、先ほどのB 委員からのご意見では、いきなりステップ3へ移行というお話であったかと思えます。ステップ3となりますと地域移譲になりますので、認可地縁団体としての登録が必要となりますので、認可を受けていただいている自治会とそうでない自治会がございますし、住民センター運営経費の負担も大きいので、ステップ1からステップ3と段階的な移行が必要と考えて提案したのですが、事務局としましては、すぐに引き受けるという自治会からのお申し出がありましたら、すぐにお渡しさせていただくのも1つかと考えております。
	C 委員	出来るところがあるのなら出来るところから先にやっていても良いということだが、住民センター条例との関係はどうするのか。 地域で運営経費を出せるというところは先にステップ3に移行するということだが、ステップ1やステップ2の施設は条例で縛られることになると思うが、その関係はどうなるのか。 また、極端に立地条件の良いところと極端に悪いところがあるが、その差をどうや

		って埋めるのか。本当に令和２７年にできますか。
事務局		条例の適用についてですが、いきなりステップ３に移行していただけたところがあれば、ステップ３はその地域の自治会会館として自由に使っていただく条例の適用を受けないものになりますので、今、条例では４３カ所指定しておりますが、その都度、条例改正を行うことを考えております。自由に使うためには住民センター条例の一部改正は、必要になってくる作業であると思っています。
Ｃ委員		例えばＡ住民センターがステップ３まで移行するとなれば、条例で、Ａ住民センターはこの条例に在らずとなるのか。
事務局		そのとおりです。また、令和２７年ということですが、市の行財政構造改革プランにありますように、公共施設については各計画審議会によって計画を定めると謳われております、そのために、今般、このような形で審議会を設けさせていただいてご参集いただいているところでございます。その令和２７年というのは、第１回審議会でも申し上げましたとおり、本市が平成２７年に策定しました公共施設等総合管理計画に基づく最終年度ということでございます。 ただ、本課としましては、令和２７年に実施したいという努力目標ということで、地区によっては、施設は要るけれども令和２７年に自主運営できないという地区も出て来るかもしれません。市の示すガイドラインは少し難しいが、どうしてもこの施設を利用したいという地区の思いがありましたら、２５年後のことになりますので何とも言い兼ねますけれども、住民センターを所管する部署としましては、当然、手厚いフォローアップはしていく必要があると考えております。 あくまでも目標年度ということですが、何が何でも令和２７年に地区に移譲したいという気持ちではございません。あくまでも持続可能な施設として移譲したいのであって、それに対して地域の方で、どうしてもあと３年欲しい、もう少し知恵が必要、けれども、どうしてもこの施設は欲しいということがあれば、当然、その地区と寄り添った形で協議を進める必要があると認識しております。
Ｂ委員		私は、ステップ３にいきなりと言った訳ではなくて、やり方としてはいきなりになってしまうのかも分かりませんが。 効果額を財源に積む訳ですよ。市の収支としてはゼロだから、財政的には何を目的にこれを作っているのか、基金を作るための目的でこれを作っているのかが分からない。 もう１点、ステップ３まで行けば、名義を自治会に移さなくても市役所のままでも良いのですよね。譲渡しないといけないのですか。それで、公共施設から外れるというのはどういう訳か分からなかったの。 その２点をもう一度説明してください。
事務局		最終的にはステップ３で施設全体を移譲と事務局としては考えております。 ですので、建物や土地の名義が阪南市のままでしたら、指定管理の状態が続いている状態でございます。指定管理の状態ではなくて地域ですべて持っていただきたいというのが、ステップ３のある姿ということでご認識願いたいと思います。 もう１点、なぜ基金を作りたいのかということのご質問だと思うのですが、事務局としましては、資料１に記載しておりますとおり、バリアフリー化やトイレの改修など、この１０年間まったく手付かずの状態となっております。阪南市の財政状況が悪く、そこまで手立てができていない状況です。このままですと、施設が不十分なまま、お渡しせざるを得ない財政状況でございますので、本来、市がしなければならぬハード面の整備を地域の皆様のご協力とプラスアルファとして一般財源から税金を投入したうえでの基金の設立を考えております。その基金をバリアフリー化やトイレの改修などの費用に充当したいと考えておりますので、基金を作るのが目的ではなく、基金をなぜ作るのかというと、市では十分にできないハード面での整備につい

		て、地域の皆さんと市で一定基金を積んだうえで、そこからハード整備の財源を捻出したいというのが基金を作る目的でございます。
会長		今の質問に関連することですが、最終的には名義自体を市の所有物から管理組合とか作って、そこへすべて名義を移転するのですか。各市の状態ですが参考資料1の土地建物が地区となっているところは、登記の受け先はどうしているのですか、すべて地区にしているのですか。そのところ皆さんイメージが湧かないと思いますので。根本的な問題ですので関連して質問します。
事務局		参考資料1の下半分で地区による自主運営自主管理の欄に記載されている自治体では、古い施設は登記までされていないところもありますが、新たに建てられた分については、町会等の名義で登記されております。
会長		登記の名義も移しているのですか。
事務局		はい。
A 委員		町会等がすべて認可地縁団体になっているのか。 会長が聞かれているのは土地とかを登記しないで放っとける訳がないので、名義を変えるのに地縁組織まで作ってやっているのか、それを会長は聞かれている。
会長		登記のことですからこれは財産ですから、いい加減なことではすまされない。さらには民間業者が入ってきて売却できるとか。完全に登記を移してしまうならば、町内会に入っていない人たちはどうするのか、これは誰のものになるのか、極めて複雑な問題なのですね。この土地建物が地区となっている行政では本当にそこまでやっているのなら、誰がそれを受け取っているのですか。私も調べてくれば良かったのですが、登記の名義までそのようにしているのですか、そういう質問です。
事務局		基本的には地縁団体にして登記されています。
会長		地縁団体とはどこですか。固定資産税はどこが払うのですか。
事務局		町内会が認可地縁団体の申請を行政へしていただいて、町内会が認可地縁団体になり、固定資産税については、すべての市町村を確認した訳ではありませんが、免除されていると聞いております。
会長		固定資産税の免除というのは分かるのですが、登記は町内会が登記の主体となる法人として町内の合意が得られるのですかね。
D 委員		私の地区では共同管理墓地があるのですが、そこに花屋と管理事務所があるのですが、もともと阪南市の登記にしていたのですが、先日、移譲を受けまして、地区自治会の名義に登記を変更しました。
会長		町内会に当たる自治会が、法人格を有しているということですね。
D 委員		法人格でございます。固定資産税は免除なのですが、建物自体の評価も低いものですから。ただし、不動産取得税は負担しました。
会長		分かりました。住民センターが同じようにできているのか、私も次回までに勉強してきます。 同種のケースは仰いますとおり、墓地とかここは江戸時代から村のみんなのものになっているとか、そういうものについていくつも入会権みたいなものも含めて地元に移す権利を移していくということはあるわけですが、ただ単純にそれを適用すると今の話ではないですが、うまく回しているところは良いのですが、赤字のようなところを押し付けられてもこれは困ってしまったということになってしまいます。 これまでの議論を整理すると2つほど検討する点があるかと思います。1つ目は、現時点では案もはっきりしないし分かりにくいところがある。これは私の考えですが、あることを行政がやっていくときに住民さんの合意を得ようとするときに、ステップ1からステップ3までのような、あまり細かくそれも2年や3年に1回改正していくというやり方は、かなり混乱を招く場合があるので、もっとすっきりできないかというのが1点。考え方がはっきりしてくれば一気にまでと提案して良いのかど

	うか分かりませんが、すっきりさせるためにはステップ3をめざすのなら、極端に言えばステップ1、2という余分なものを飛ばしても良いのではないかというのは一つの考え方としてあると思います。 もう1つは、市によってムラがいろいろあるので、このムラがあるからこそ市が一番困っているところがそこだと思うのです。特にあまり利用しなくて赤字の大きいところ、それにあたるようなところは、多分市が困るのは、この時期に実質、税金をあげるようなことと意味的には同じようなことはできないだろうということですね。ましては、市民一律にしてしまって結局住民一人当たり一年千円出せとか、そんなことはこの情勢の中で到底できないだろうということから、結構分かりにくさが出てくる。市としての思いは、単に分かりにくさをごまかすだけではなくて、一律、市民に何千円か上げるなんていうことは、やはり避けたいので、そういうことをしなくてもよい方法がないかを模索しているのだろうと思うのです。そういう中から出てくる考え方の提案と、ここにあるステップ1、2、3の具体の案、その方向に向けての案をどうするかというのはまだかなり細かい提案がまだまだなされていないように思います。その証拠に先ほどの光熱水費の分析もまだはっきりしていませんし、どういうところで節約できるのか、どういうところが逆に地元の方でこの方がよく使えますねとか有利になりますねとかいうあたりの細かいところなどはまだ議論が必要ですね。
A 委員	先ほどから最終地点の話が出ていましたが、ステップ1は何年からで、ステップ2への移行するのはいつですか。放っておいてもステップ1、2、3とは進まない。何年から何年まではステップ1で、何年から何年まではステップ2というようなものがあるのか。
C 委員	今日の目的は基金ということで、それは分からないことでもない。基金でバリアフリー化などの整備をして地域へ渡すということであるが、例えば、ステップ1、2を飛び越えてステップ3で行けるというところが仮に出てきた場合、基金が積み上がっていないのにステップ3へ移行したいという地域が出て来たらどうするのか。ステップ3まで行って基金を積み立てても、43ヵ所の住民センターを年度で地域割するのか、どうするのか決めておかなければ、一度にたくさん出てきたら基金なんてあってないようなもの。 初めて光熱水費を見て、これは大変だと感じた。施設ごとに電気、ガス、水道それぞれの基本料金と使用料を出してもらって、今使っている人たちにどれだけ電気代使っているのか、大変な額が掛かっているということを教育宣伝というか、今まで1回も聞いたことが無いので、その辺も一度整理してもらい必要があると思う。 とにかく基金でどれだけ積み立てられるか。その辺の基金の考え方も聞かせてください。
事務局	まず、会長とA委員のご質問にお答えさせていただきます。認可地縁団体というものが受け皿になろうかと思えます。第4回審議会でもご説明しましたが、現在、4自治会が認可地縁団体の法人格を有しておりまして、こちらの手続きも法務局への登記ではなくて市長村長への認可申請ということで手続きもさほど複雑ではないということでございますので、ただ、認可地縁団体となった場合のメリットデメリットについても、第4回審議会においてご議論いただいたかと思いますが、最終的には、認可地縁団体の法人格を有していただいた地域に移譲したいと考えております。 また、A委員の2つ目のご質問、いわゆる年次計画というところであったかと思うのですが、ステップ1がおよそ令和6年でございますので、一例として、市が3割で指定管理者7割という負担割合とお示ししておりますが、あくまでも激変緩和ということで、年次的にたとえば5%とか10%上げていくということを事務局としては考えておりまして、およそ10年かけてステップ1からステップ2へ移行し、ステ

	ップ2からステップ3への移行についても、令和16年からスタートして最終的には令和26年までの10年間でというのを考えていたところでございます。 C 委員からご質問をいただきました基金及び光熱水費の詳細ということでございますが、今お示ししているのはあくまでも合算での数字でしかございませんので、ご指摘をいただいたとおり、基本額と実際に使用されている量の数字も必要ですので、先ほど申し上げました因果関係も含めた形の、光熱水費について絞った資料については次回にお示ししたいと考えております。 C 委員からいただいたもう1つのご質問は、早く手を上げたところの勝ちかということを抑えていると思うのですが、資料3の施設ストック状況に施設の耐震状況等をお示ししておりますが、今後、仮に小学校校区をベースに運営主体を決めていくとなった場合、その地域内に耐震の済んでいる施設というのは必要不可欠となりますので、一斉に手を上げてこられた場合には、手を上げた順ではなくて地域の実情であるとか、建物の状況に応じて、手を上げてこられた指定管理者の方々とは十分に協議したうえで順位付けということを考えております。
会長	先ほどの私の意見に付け加えさせていただきますと、当然予想される問題は、例えば、団地開発などの区画整理の中に住民センターなどの集会施設も含まれて開発され、住民さんが家を購入するときの価格に含まれているケースというのがあると思います。阪南市にはどれだけの数があるのか調べていませんし、そういうところは、その開発地を購入された方々で管理されているのか逆に市のものにしてしまっているのか分かりませんが、要するに、開発地の家を購入された方々で作ったものがある一方で、市で作って地域へ無償で譲渡されるというようなことになると、それは不公平ではないか、地域へ渡すのなら相応の費用を市はもらうべきというような意見も当然出てくると思われる。登記上の名義を移してしまうことについて、議会でとめるのかなと思うところがあります。 墓地や農林漁業施設など歴史的経緯があって、市民から文句が出ないようなところは良いのですが、阪南市ではそういう問題がないのかなと思いましたので申し添えておきます。他市よりうまくいっているのかどうか、その辺を少し調べておいて下さい。
事務局	本市の場合も住宅開発において、一定の戸数に応じて開発業者から住民センター用地の提供を受けております。建物自体については、市の方で建設しているところがほとんどでございます。
会長	その場合、土地の名義はどうなっていますか。
事務局	今のところは阪南市です。開発業者から移管を受けているという形になります。
会長	小学校などもそうですが、大規模な場合は小学校の区画部分を近年は開発業者が負担しますけれども、所有権は市の物にしているということですね。
事務局	他市では、もともと地区で土地も建物も全部用意したというケースも中にはあると聞いております。岸和田市ではそれがほとんどであると聞いております。そのようなところの調査研究が不十分でございますので、次回の審議会までの宿題ということで頂戴したいと思います。
会長	混じっている場合についてお願いしたいと思います。
A 委員	先ほどの説明の中で、資料2のステップ1、ステップ2、ステップ3について、例えば、ステップ1で負担割合の地域が7割で市が3割となっているが、先ほどは激変緩和で10%ずつ増というような説明をされていた。それをするのであれば、10年経てば100%地域負担になるのだから、ストレートにそのような資料にすべきではないか、この資料と今の話のつじつまが合わない。
事務局	先ほど私が申し上げましたのは、あくまでも事務局案としての一例でありまして、本日は、このプラン自体をご審議賜りたいと考えております。

	この資料2のプランをご承認賜りましたら、今後は激変緩和の具体的な方法、ステップ1の細分化になろうかと思えます。資料の市3割、指定管理者7割というのはあくまでも試算上でございますので、そちらについてもまた、ご審議賜るかと思えますし、市の財政状況もお示しした上で、ご審議になろうかと思えます。 本日ご審議賜りたかったのは、プランについてご審議賜りたいという思いがありましたので、資料をお示ししましてステップ1についておよそ10年位かけてやりたいというのは、事務局として思っているところでございます。
会長	これまでの議論を簡単にまとめると、市が何をしたいと言っているのかは、良し悪しは別として、だいたい分かってきたところはあるわけですが、具体的に becoming とやはりイメージが皆さん湧かない。また、この資料も市にとってはどうなのかという市のプラスマイナスの収支は分かりますが、それぞれ、活発に利用している施設とそうでない施設、また、その中間みたいな施設とでは、どういう費用が増えるのか減るのか、あるいはそれから市に積み立てする金額としてそれは経費設定としてはそれがいったいいくら位になるのか。その詳細までは分からないにせよ、もう少し踏み込んだ資料、この資料にプラス、イメージの湧くような資料が必要だと。今までの議論をまとめるとそういうことだと思えます。 副会長、ご意見お願いします。
副会長	ちょっと遠回しの理論で言いますと、これというのは、阪南市がまだ財政的にもしっかりしていた時はすべて行政の手で。ところが、だんだん財政的にも弱くなってきて、公の責任を持つ部分と、それと自治会に事務局をと。今日、コモンズという言葉が出ましたが、共ですね、住民同士がやっぱりこれを維持していく部分と、ちょっと共同でやりたいというご提案ですね。それは良く分かって。という話ですね、会長のおっしゃるとおり。 一方の作業は、公の責任の部分というのは、1つは機能として、例えば住民が災害の避難の時は高齢社会においてやはり身近なところで拠点は絶対に必要であるとか、健康の拠点であるとか、公的に拠点の整備をやはり維持していく部分というのは、どの機能の部分なのかというのは、今までも議論があったと思いますけども、再度、整理をしておく必要があって、では住民に自主的に任せる部分はどうかというのも、今までの議論の中で再整理はしていただきたいと思えます。 ただ、大きくは、今日、会長の最初のお言葉にもありましたように、自治を形成する拠点のあり方というのが本筋であると。そして、どうもよくわからないというのは、実は43通りあるということです。だから一覧表で数字の整理は必要なのですが、全部これを令和26年までに自治会の自主運営にするためには43通りの協議の支援と、運営の支援を入り込んできちんと住民と一緒に相談していかないと見えないということなのですね。 今日、お聞きしましたら、43カ所の中でいくつか全然活用されていないところがあり、そこを活性化して維持するためには、こういう運営とか協議の道筋が必要であるとか、活発なところでも光熱水費が高い、ではどういうふうに具体には抑えていくべきかという具体のシミュレーションができていないので、聞いてもずっと上滑りになってしまうので、ぜひとも次回までにいくつかの施設を具体的にシミュレーションして、利用率が悪くて自治会の運営もなかなか苦しんでやっぺらっぺらところを、それができるようにするためには具体にはどういうふうにしていったら良いのかという、その案が無ければ住民へ丸投げの案になるので、そこに皆さん抵抗感がありますので、ぜひやってください。 率直に言いますと、協議の支援と運営の支援付きのプログラム、施策で無かったら、今でも差が開いているのに、令和26年になったら、もっと差が開いて自治会が運営できないところが増えているのではないですか。この話のそもそものが、理想論に

	なってしまいますので、ぜひ自治を形成する拠点という意味では、行政としてその機能を付加してどうするのか、それとその前段として、いくつかをシミュレーションしていただくと、より私たちにも伝わるのかなと、そういう感想を持ちました。
会長	ありがとうございました。特に途中で副会長の仰いましたように、公の責任に該当するものをあまり細かく数字で示せとまでは言わないにせよ、考え方を市としてきっちり書き出していかないとできないのではないかと思いますね、バリアフリーや防災などは、もちろんレベルがあるので金額を細かく決めることはできませんが、住民さんだけですべて負担ということは難しいですね。 今、副会長にまとめていただいたように、この資料の向かっている方向については、分かったということにするのかどうかはまだこれから話ですが、今のプロセスで市の言いたいことは分かったけれども、その方向に向けた具体とか理由とかイメージとかシミュレーションとか、これはもう少しきちんと分かるようにすべきで、特に光熱水費をはじめとして他の費用なども。さらには、かなりきちんとすれば、ゼロにしているところなんかは、やはりもうちょっと取っていただかないと困ると思います。そういうところをチェックすれば全体のこの表の数値はどう変わるのか、そんなことも入れたりしてはどうかと思います。もし、次回までに数値化できない、作業的に大変とか、本質的にそれは難しいとかがあれば、箇条書きでも書いておいて。 また、この場合は、住民センターのあり方検討審議会ですから、必要でしたら意見が割れたときにはきちんとそれを併記して、これは市長へ答申する訳ですよ。議会ではないのでここが最終決定の場ではなく、考え方が割れて一致させられない場合は、そこは、併記的にこういうことも考えなさいとか入れても良いですね。
D 委員	考え方というのはある程度は理解できるが、実際には具体的にどうするのか。使っていないところや老朽化しているところは、廃止という方向でもっていかないと運営費などは削減できないと思う。切るところは切っていかないと進まない。 また、管理の問題ですが、例えば住民センターの指定管理者で光熱水費の7割負担ということになりますと、全体としては700万円を負担しなければならなくなる。現状で言うと300万円が利用料として収受されている訳ですが、倍以上のものを捻出しなければならなくなる。それを具体的に捻出しようとすれば大変難しい。 自治会としましてもそれだけ負担できるようなお金がない。自治会としては収入源がないので、どうやって収入を確保していこうかということを経済会としても検討しているが、具体策がない状況である。その辺のことも併せて住民側の方ともしっかりと密接な意見交換というものが必要ではないかと思っています。
事務局	我々としても一定、付帯意見、附則意見という形を頂きつつ、答申を頂戴したのちに、43カ所を丁寧な説明に回る予定でございます。その際に、すべて丸投げというのではなくて、先ほど申し上げましたように、減免の見直しなどを含めて行政としてのガイドラインを同時進行で作っていきたいと考えております。その中で収入確保の話も出てこようかと思っています。 そういうこともすべて含めて答申を頂いて市の考え方としての素案ができた段階で、43カ所の住民センターを利用されている自治会へ回らせていただいて、こういう考え方でございますと、その際にこういう収入増の話がありますとか。 今日お示ししたのは市3割、地域7割ということでございますが、それも必ずしも確定した数字とは考えておりませんので、その辺のところもふまえた上で財源の捻出できるラインを探っていきたいと思いますが、43カ所回ったうえで、それでも地区としてはやっていけないとのご意見になりましたら、地区の合意を得たうえで、今、委員が仰いました除却という形も選択肢の一つになるのかと考えております。 43カ所を行政が一方的に切るのは我々としては出来かねる作業になります。故に地区を回ってしっかり丁寧な説明を重ねたうえで地区からのご意見を頂戴しつ

		つ、最終的に除却をする施設とかそういう合意形成を図っていきたいと考えております。
会長		先ほどから審議会の役割のことも仰っていますが、審議会ですから。かといってこの課題に対して余にも一般論ではいけないし、それから詳細は、最後には議会で採択されないといけない。考え方だけしっかりとあるいは数字の詳細もここで出しても良いのですが、詳細に関してあまり深く立ち入りすぎるというのも、最終決定はあくまで議会と市の決定になるので。 しかしその時に住民さんの方としたら審議会は何をやっていたのか、まるで我々のことを考えてないのではないかということになっても具合が悪いですね。おそらく最後はやはり地元に入って了解を得ないといけない答えはいくつかあるはず。そういう理解で良いですね。
事務局		そうです。今、私が申し上げましたのは、あくまでもこちらのあり方検討審議会の方では、およその方向性であるとか、そういったところの考え方をお示しいただく機関でございます。その後、作業としましては先ほど申し上げましたように一定、市の素案を作ったうえで43カ所を丁寧に回らせていただく。そこで我々行政としての役割をしっかりと果たしたいと考えております。
会長		はい、ありがとうございました。時間も来ましたので、何度もまとめをする必要はないのですが、最後に副会長より閉会のご挨拶を兼ねて、お願いします。
副会長		私が言ったのは、D委員と同じことを言ったもので、だいたいベースができて、地域で事務局の方から説明と仰いましたが、説明ではなくて、具体の相談とか支援とかのイメージがないと、こんなことで使えますから後は自治会で考えてくださいではなかなか難しくて。 この審議会の中では、若干いくつかのそういうモデルをシミュレーションしていただいて、住民の人と一緒にこんな可能性とかこんな制度があるということを出して頂いてここで審議すると、今日のプロセスの中のリアリティがでてくるのではないかとということで提案しておきます。
会長		ちょっと私が言い間違えたようで、審議会で決めて議会で決めて地元に戻すと言いましたけれども、そのプロセスではなくてプロセス自体に、やっぱり住民さんが参加できるように丁寧に意見を聞いておく必要がありますね。 おそらくそのプロセスの中に先ほどのゼロ円というところはあまりにも違うので、こういうところは、ここはどうするのですか住民さんでお考え下さいということをお断りして出しても良いと思います。 それでは時間も来ましたので、今日のところはここまでにしましょう。夜遅くまでありがとうございました。